

# 高度管理医療機器等販売業貸与業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

営業所の名称 丸木医科器械株式会社 秋田南営業所

営業所の所在地 横手市安田字越廻37

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

令和 元年 7月 10日

秋田県知事

佐竹 敬 久



令和 元年 7月 16日から

有効期間

令和 7年 7月 15日まで

# 医薬品販売業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

店舗の名称 丸木医科器械株式会社 秋田南営業所

店舗の所在地 横手市  
又は営業区域 安田字越廻37

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定により卸売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

令和 元年 7月 10日

秋田県知事

佐竹 敬久



令和 元年 7月 16日から

有効期間

令和 7年 7月 15日まで

取扱品目 全ての医療用医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品

## 毒物劇物一般販売業登録票

住所又は所在地 宮城県仙台市太白区西中田三丁目20番7号

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

店舗の所在地 横手市安田字越廻37

店舗の名称 丸木医科器械株式会社 秋田南営業所

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

令和 元年 7月 10日

秋田県知事

佐竹 敬

久



令和 元年 7月 16日から

有効期間

令和 7年 7月 15日まで

許可番号 05BS200088

## 医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 秋田南営業所

事業所の所在地 秋田県横手市安田字越廻37

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和元年 7月 8日

秋田県知事

佐竹 敬久



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
歯科用機器関連  
検体検査用機器関連  
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和元年 7月 8日 から  
令和 6年 7月 7日 まで